私たちが生物多様性のためにできること。

まずは地元の生物をいろんな方法で知ることから始まります。

食べる

春になると、淀川にはアユが遡上してきます。若鮎も落ち鮎も、大変美味しいものです。ぜひ地元でとれる旬を味わい、その魚が棲める環境を考えてみましょう。また、オオクチバスやブルーギルの駆除が進み減少してきていますが、実は外来魚たちには罪はないのです。白身のおいしい魚なので、釣り上げた時は現地で締めて、家で食べてあげましょう。なお、生きたまま特定外来生物を移動させるのは、法律で禁止されているのでご注意を!

触れる

淀川管内には多くの河川レンジャーがおり、淀川本川はもちろん、桂川・宇治川・木津川でも随時、自然観察会を行っています。図鑑などの情報だけではなく、実際に自分の手で生物を触ってみると、いろんなことに気がつくでしょう。河川レンジャーのイベント情報は下記HPで閲覧できます。参加費は無料、ご家族でお気軽にお申し込みください。

淀川管内河川レンジャー
http://www.river-ranger.jp/

伝える

動物園や水族館、各地で開催されている生物ワークショップに出かけて、自分の感じたことを家族や友達に伝えてみましょう。季節ごとに変化する自然の風景を撮影したり、 鳥や虫などを絵や文章にするのも楽しいものです。自分の表現で素直に伝えれば、きっと相手との距離も縮まります。さらに、相手から新しいことを教えてもらえるかもしれません。その相手は人だけでなく、生きものであったりもするのです。

来た・見た・聞いた 淀川雑記帳

この情報発信を始めたのは、2013年5月から。早いもので、すでに3年が経ちました。これまで、季節に合わせてさまざまな生物を紹介してきましたが、「生物多様性」そのものを伝えていないと気づき、今回は号外として総論を編集しました。

私１人の知識では情報量が少なすぎて、偏った内容になってしまうと懸念を抱いたので、裏表紙のコラムをお願いしている池田哲哉さんに相談。基本骨子を立てていただき、それに肉付けするようなカタチでまとめました。掲載した生物写真も、池田さんご本人が撮影したものです。長年、自然と対峙する道を歩み、生きものと同調する心を育んだ人だけが撮れる作品の数々です。

また、中面に掲載した「移入生物（外来生物）に対して」は、この紙面では伝えきれなかったため、12月に号外として続きを発行する予定です。乞うご期待!　今年度に発行する2つの号外で、淀川で活動する皆様に役立てばと願っております。

（編集長・石山郁慧）



技術士（総合技術監理部門、建設部門、水産部門）環境省 環境カウンセラー（事業者部門）
池田哲哉さん

川と人　人と人を結ぶ
淀川管内 河川レンジャー
VER RANGER

デザイン監修：NPO法人nature works　泉野幸彦・ありさだあきよ
イラスト監修：NPO法人nature works　小村一也
取 材 協 力 ：人を自然に近づける川いい会
発 行 支 援 ：国土交通省 淀川河川事務所

バックナンバーは、http://npo-natureworks.net/　の「無料の資料」からダウンロードできます。

淀川自然画報

2016年4月号　号外

YODOGAWA SHIZEN GAHO

淀川水系の生物多様性を見る・知る・楽しむ
生きものシグナル

特集　淀川の生物多様性

現在、私たちが住んでいる地球には3,000万種類の生物がいます。
そして、日本、もちろん淀川にも多くの生物が棲んでいます。
山々から淀川へ、淀川から大阪湾へ、
また、ヨシ原・湿地・干潟などさまざまな場所で
うまくバランスをとりながら支え合って生きているのです。
淀川流域に生きる我々人間もその仲間であり
生物多様性は、生活に欠かせない衣食住に役立っています。
食べ物や身につけるもの、建物の材料、医薬品にいたるまで
自然から実に多くの恩恵を受けているのです。



生物多様性（biodiversity）とは？

環境白書では以下のように定義されています。

自然生態系を構成する動物、植物、微生物など地球上の豊かな生物種の多様性とその遺伝子の多様性、そして地域ごとの様々な生態系の多様性をも意味する包括的な概念。つまり、幅広く性質の異なる生物種や地域個体群が存在し、それぞれが相互に複雑な関係の上に生態系を形成していることであって、単純にいろいろな生物が存在することを意味するのではないのです。

３つのレベルの多様性

1　種の多様性
地球上に存在する生物種は動物や植物、微生物にいたるまで500 万～3000 万種（現認種：175　万種）が存在。日本では、30万種以上と言われています。

2　遺伝子の多様性
同種でも地理的に隔離された状態の地域個体群間では、一般に遺伝子の形質が異なります。また、別の種へ進化する可能性もあります。

3　生態系の多様性
生物を取り巻く非生物的環境は多様です。森林・草原・湿原・河川・湖沼・干潟・自然海岸・藻場・サンゴ礁では、それぞれの生態系を形づくっています。

発行責任者　淀川管内河川レンジャー・石山郁慧

なぜ今、生物多様性なのか？



それは野生生物の絶滅、減少を食い止めるためです。

●野生生物の絶滅、減少の原因

1　生息地の破壊

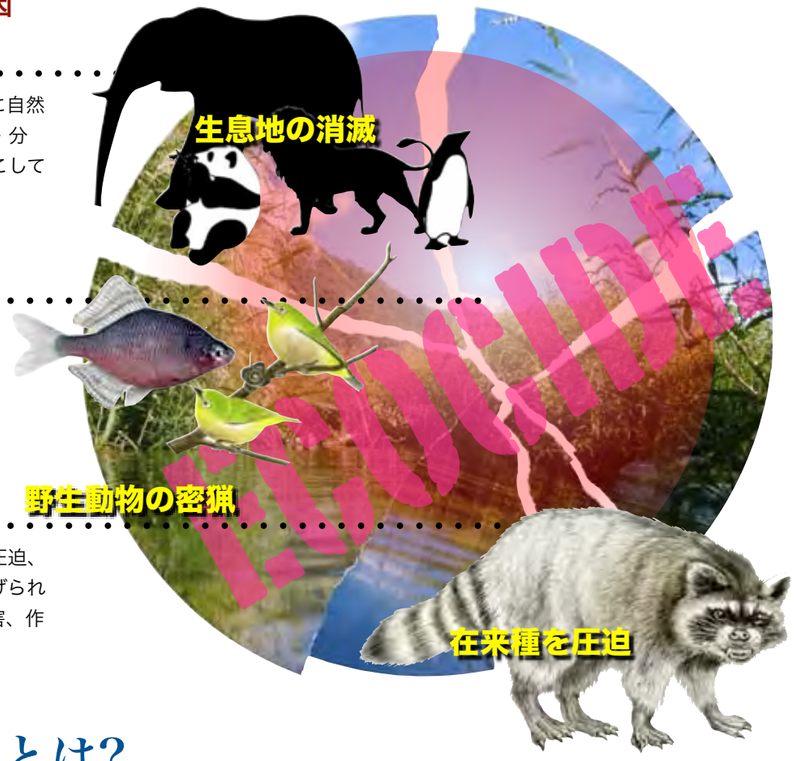
これが最大の原因です。戦後の高度成長期に自然環境が改変したため、生息地の消失・縮小・分断・島状化・荒廃・質的低下などを引き起こしています。

2　乱獲・密漁

商業目的の無謀な捕獲や狩猟です。毛皮・羽・角・牙・肉・内臓・骨などの食用、薬用、装飾品として利用が原因。また、希少種の飼育やペット化も含まれます。

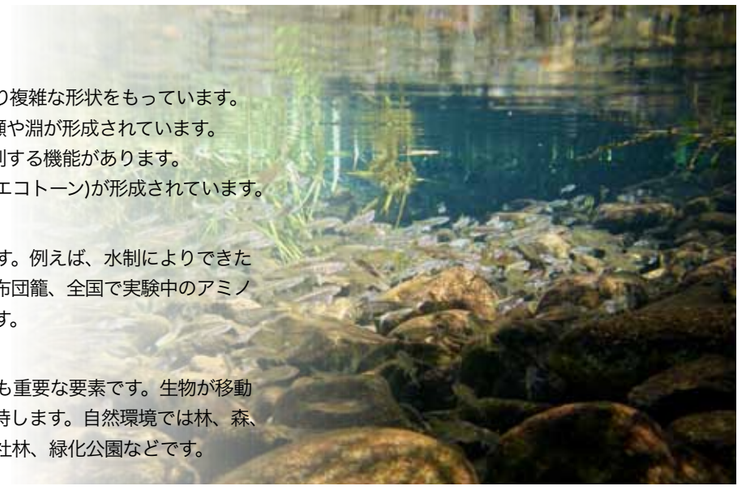
3　移入生物（外来生物）

外来生物による在来種の捕食、生息地への圧迫、近縁種との交雑による遺伝子汚染などがあげられます。病原菌や毒性による人間への健康被害、作物の食害もあります。



河川の生物多様性とは?

自然河川には多くの生物が生息し、豊かな生態系を形成します。



●自然河川の特徴

1　河岸線が不規則で、川幅に変化があります。
2　河川のダイナミズム(浸食・運搬・堆積作用)により複雑な形状をもっています。
3　多様な河床の傾きにより流れに緩急が生まれ、瀬や淵が形成されています。
4　水際植生により、水質浄化や洪水時の流出を抑制する機能があります。
5　緩傾斜の水際では、環境条件が移行する推移帯(エコトーン)が形成されています。

●河川人工構造物も一翼

時には、河川人工構造物も生物の生息場を創出します。例えば、水制によりできたワンドは代表的な生きものたちの住処です。蛇籠や布団籠、全国で実験中のアミノ酸混和ブロックなども、生物の隠れ家となっています。

●ビオトープネットワーク

河川そのものだけでなく、河川につながる環境条件も重要な要素です。生物が移動しやすいビオトープネットワークが生物多様性を維持します。自然環境では林、森、丘陵、里山など、人工緑地としては水田、畑地、寺社林、緑化公園などです。

淀川の生物多様性を確保するには？

行政と市民が垣根を越えて、協力し合う必要があります。

1　生息地の破壊に対しては?

行政が主体となり、そのお手伝いを河川レンジャーや市民が行います。

過去の河川整備は、治水と利水を主目的に実施されていましたが、1998年の河川法の改正により治水と利水に加え、「環境保全」が内部目的化されました。それ以前からも含め、生息地を保全・再生・創出する事業が実施されています。

河川水辺の国勢調査　自然環境の基礎情報を蓄積することにより、経年的な環境変動も把握可能になってきました。 河川のデータベース化が着実に進められています。

多自然川づくり　河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の歴史・文化の調和にも配慮し、河川が本来有している生物環境や多様な景観を保全・創出する河川管理を推進しています。

自然再生　「環境保全」を目的とした川の機能の再自然化に注力。極力人間の手を入れず、自然の復元力を活用しています。

樹林帯の整備　堤防機能の増進、生き物の多様な生息空間、地域の憩いの場の提供を行っています。

清流ルネッサンスⅡ　水環境の悪化の著しい河川の、関係機関一体となった改善が推進されています。

その他　自然共生研究センターによる研究、河川に関る分野の研究者による河川生態学術研究が進められたり、各地で生息地の保護、増殖事業が行われています。また、環境学習や出前講座での環境意識の啓発を継続的に実施し、活動や事業の効果の検証、さらなる質の向上をめざします。



玉井R・点野ワンド多自然川づくり
（写真提供 / 河川レンジャー事務局）

2　乱獲・密漁に対しては?

行政・自治体・河川レンジャー・市民が協働することにより、効果が出ます。

「種の保存法」や地域で指定された生物種に対して、その個体や生息地を保護するための監視やパトロールなどが一部の地域では実施されています。今後は「種の保存法」指定種の拡大、行政・自治体・河川レンジャー・市民の連携構築や強化が求められています。



イタセンパラ保護地に設置されている看板
（写真提供 / 淀川河川事務所）



3　移入生物（外来生物）に対しては?

行政・自治体・河川レンジャー・市民が一体となり、活動する必要があります。

外来生物に関する情報の収集や駆除活動が、各主体で実施されています。今後は、各主体が連携した駆除活動の実施、さらなる活性化が求められ、駆除手法も含め充実した外来種情報を共有する必要があります。



■特定外来生物ポスター 全20種■下記URLから無料でダウンロードできます。
http://npo-natureworks.net/18gairai/gairai.html



原田RA・城北ワンド外来魚観察会
（写真提供 / 河川レンジャー事務局）

生物多様性に関連する法整備の流れ

1957年	1972年	1992年	1993年	1995年	2002年	2002年	2002年	2004年	2007年	2008年	2010年	2010年	2012年
自然公園法	自然環境保全法	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）	環境基本法	生物多様性国家戦略	新・生物多様性国家戦略	自然再生推進法	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護管理法）	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）	第三次生物多様性国家戦略	生物多様性基本法	生物多様性国家戦略2010	生物多様性地域連携促進法	生物多様性国家戦略2012-2020